

待ったなし！2019年4月実施！

「有休5日取得義務化」対策セミナー

－ 残業時間の上限規制についても解説します －

働き方改革関連法が国会で通りました。2019年4月から「有給休暇の取得義務化」がスタートとします。1年間に最低5日間は有休を取得させなければなりません。罰則も定められています。そこで本セミナーでは「有給休暇取得義務化」の内容と具体的な対応方法について解説します。

また、同じく働き方改革法により実施される「残業時間の上限規制」についても対策をお伝えします。ふるってご参加ください。

**好評につき
追加開催
決定！**

プログラム

- ①働き方改革関連法の概要
- ②有給休暇取得義務化の内容
 - 対象者は？ ●罰則は？
- ③有給休暇取得義務化への対応策
 - 就業規則改定例を公開！
- ④残業時間の上限規制とその対策
- ⑤36協定の様式はこう変わる！

参加費（税込）

10,000円（2人目からは5,000円）

【顧問先企業様は無料です】

3月20日(水) 15:00～16:30

西武信用金庫八王子支店 2F会議室
(JR八王子駅北口徒歩10分)

※社労士、税理士、経営コンサルタント等
のご参加はお断りいたします。



- ◆講師◆
高木 厚博（高橋賃金システム研究所副所長、特定社会保険労務士）
安井 浩一（高橋賃金システム研究所コンサルタント、社会保険労務士）

高橋賃金システム研究所／多摩労務管理事務所は「人事から経営を支援する」をコンセプトに約20名のスタッフを擁し、顧問先250社以上のサポートを行っている人事コンサルティング企業・社労士事務所です。

お申込みFAX:042-627-0528

貴社名		従業員数	名
所在地	〒		
TEL		FAX	
お名前①		役職	
お名前②		役職	

主催：株式会社高橋賃金システム研究所／多摩労務管理事務所（担当：高木・安井）

<本社> 八王子市寺町1-1 TEL：042-627-0521 / FAX：042-627-0528

E-Mail taka0001@sepia.ocn.ne.jp / HP <https://katsujin-consul.com>